

社会福祉法人 舞鶴会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉法人舞鶴会という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市山崎町浜川37番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉の理念のもと介護を必要とする高齢者やその家族を支援すると共に、利用者に生活の場を提供する地域福祉の拠点の一つとして、介護職員・職員の士気及び技術の向上をもって、多様な介護福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホーム長生園の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所介護事業

(ロ) 老人介護支援センター長生園在宅介護支援センターの施設経営

(経営の原則等)

第5条 この法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実に、効果的にかつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上9名以下を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者であること。

(2) 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類及び財産目録、事業報告の承認
- (6) 基本財産の処分
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 定款の変更
- (9) 合併
- (10) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (11) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第13条の招集の通知に記載された評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として各会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、評議員会の招集を請求するにあたり、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の具体的な理由を必ず示さなければならない。

(決議)

第14条 評議員会は、評議員総数の過半数がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

- 4 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 理事の解任
 - (4) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以下
- (2) 監事 2名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長以外の理事のうち、業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）を選任することができる。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事の選任にあたって、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事の選任にあたって、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

- 4 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前二項に定めるほか、必要があると認めるときは、評議員会にて出席して意見を述べるものとする。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された後任の理事又は監事は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 4 前第3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第25条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及びの業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の二種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、宮崎市市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎市市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に理事長において次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 事業活動計算書及び資金収支計算書
- (5) 貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を5年間主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類
- (5) その他法令で定められた事項

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上及び評議員会の承認がなければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに租税特別措置法第40条第1項後段に規定する公益目的事業を行う法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎市市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 前項の電子公告をすることができない場合は、官報または新聞に掲載する方法により行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	永井	忍
理 事	内村	伸
理 事	井野	忠一
理 事	中村	哲三郎
理 事	小川	初二
理 事	春成	智通
理 事	堀切	正
理 事	永井	以蘇子
理 事	内村	ツユ子
監 事	太田	武士
監 事	押川	静子

附 則

平成15年	8月	19日認可（一部変更）
平成16年	7月	14日認可（一部変更）
平成17年	4月	4日（一部変更）
平成18年	5月	10日（一部変更）

平成18年10月	12日認可（一部変更）
平成19年3月	26日認可（一部変更）
平成24年7月	2日認可（一部変更）
平成26年9月	2日認可（一部変更）
平成29年4月	1日施行（一部変更）
平成30年11月	16日施行（一部変更）
令和元年5月	22日認可（一部変更）
令和2年6月	4日認可（一部変更）
令和7年4月	1日認可（一部変更）

定款 別表 第 29 条第 2 項関係

建 物	面積 (㎡)	土 地	面積 (㎡)
(1) 宮崎県宮崎市山崎町 浜川 37 番地所在 鉄骨・鉄筋コンクリート 造合金メッキ鋼板ぶき 陸屋根平家建	4 1 7 0 . 2 9	(1) ①宮崎県宮崎市山崎町 浜川 3 7 番 宅地 3 0 番 1 宅地 3 3 番 1 宅地 3 2 番 1 田 3 1 番 田 浜山 4 1 4 番 8 宅地	5 0 6 0 . 2 2 6 2 3 . 7 1 6 4 6 . 5 4 8 0 8 . 0 0 6 0 8 . 0 0 4 8 2 . 9 5
(2) 宮崎県宮崎市山崎町 浜川 3 3 番地所在 ①鉄筋コンクリート造コ ンクリート屋根平家建	4 8 2 . 7 0	②宮崎県宮崎市阿波岐原町 産母 3 4 番 1 田	6 0 9
②附属建物 (機械室) 鉄筋コンクリート造コ ンクリート屋根平家建	1 4 . 4 0		